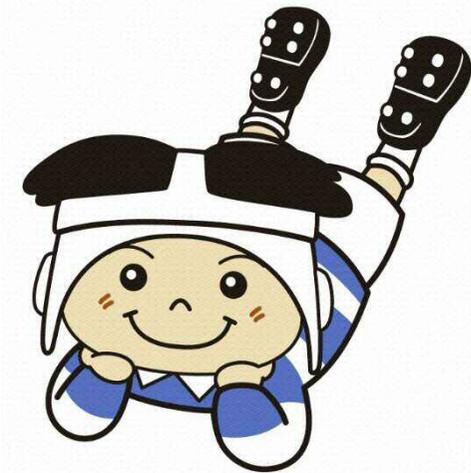


第 3 回審議会

料金表の決定、答申案の内容

令和4年8月2日

水道総務部水道経営室企画課



目次

1. 料金表の決定
2. 答申案の内容
3. 令和4年度の審議会スケジュール

1. 料金表の決定

水道料金制度の概要（おさらい）

《東大阪市の料金体系》

本市における現行の水道料金体系は以下のとおり

【基本料金】基本水量あり、用途別

【従量料金】逡増型

東大阪市の料金表（1カ月あたり）

※表中の金額は、全て税抜

用途区分	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	従量料金単価 <上段：水量 (m ³) ・ 下段：金額 (円/m ³) >						
			8~10	11~20	21~30	31~			
家事用	7	608	98	146	208	247			
業務用	10	1,462	11~						
公共用	30	4,472	247						
事業用	30	6,604	31~						
臨時用	10	4,858	326						
浴場用	500	31,000	31~						
			347						
			11~						
			580						
			501	601	2,001	3,001	4,001	5,001	6,001~
			~600	~2,000	~3,000	~4,000	~5,000	~6,000	
			62	102	104	113	123	189	247

料金表の決定

《改定案の料金体系》

前回の審議会での意見を受けて提示する水道料金体系は下記のとおり

【基本料金】基本水量あり、用途別

【従量料金】逡増型

改定案の料金表（1カ月あたり）

※表中の金額は、全て税抜

用途区分	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	従量料金単価 <上段：水量 (m ³) ・ 下段：金額 (円/m ³) >						
			8~10	11~20	21~30	31~			
家事用	7	753	104	151	212	250			
業務用	10	1,811	255						
公共用	30	5,541	336						
事業用	30	8,182	358						
臨時用	10	6,019	598						
浴場用	500	31,000	62	102	104	113	123	189	247
			501~600	601~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~6,000	6,001~

料金表の決定

《現行料金体系との比較》

	改定案	現行料金体系
口径別・用途別	用途別（6用途）	用途別（6用途）
基本水量	あり（用途毎に設定）	あり（用途毎に設定）
基本料金割合	32%	26%
逓増度（家事用）	2.3	2.7
7 ^m （家事用）	608円⇒753円 （+145円,+23.8%）	608円
原価割れの解消 （家事用7 ^m 使用時）	67%	54%

《改善点》

- 基本料金割合を高めることで、水需要の減少に伴う影響を抑制
- また、基本料金割合を上げることで、原価割れを改善する
- 家事用の逓増度を緩和することで、公平性の観点から料金負担の適正化を図る

料金表の決定

《現行料金表との比較》

区分			改定後①	現行 ②	差引 ①-②	
用途	段階	水量区画	単価	単価	単価	増減率
家事用	基本料金	7m ³ まで	753	608	145	24%
	従量料金	8~10m ³	104	98	6	6%
		11~20m ³	151	146	5	3%
		21~30m ³	212	208	4	2%
		31m ³ ~	250	247	3	1%
業務用	基本料金	10m ³ まで	1,811	1,462	349	24%
	従量料金	11m ³ ~	255	247	8	3%
公共用	基本料金	30m ³ まで	5,541	4,472	1,069	24%
	従量料金	31m ³ ~	336	326	10	3%

逡増度の緩和

料金表の決定

《現行料金表との比較》

区分			改定後①	現行 ②	差引 ①-②	
用途	段階	水量区画	単価	単価	単価	増減率
事業用	基本料金	30m ³ まで	8,182	6,604	1,578	24%
	従量料金	31m ³ ～	358	347	11	3%
臨時用	基本料金	10m ³ まで	6,019	4,858	1,161	24%
	従量料金	11m ³ ～	598	580	18	3%
浴場用	改定なし					

- 基本料金は、各用途 約24%の値上げ（基本料金の割合を高める）
- 家事用の従量料金は、**使用水量が多いほど値上げ率が抑制される**（逡増度の緩和）
- 浴場用は、物価統制令を考慮し、料金改定なし

2. 答申案の内容

答申案の内容

9

全体の構成

1. はじめに

2. 料金改定の必要性

3. 料金改定時期

4. 料金改定率

5. 現行の料金体系

6. 料金体系のあるべき姿
 - (1) 料金体系 (2) 基本水量の設定
 - (3) 基本料金・従量料金の割合 (4) 逡増度

7. 審議会を踏まえた料金体系
 - (1) 料金体系 (2) 基本水量の設定
 - (3) 基本料金・従量料金の割合 (4) 逡増度

8. 付帯意見
 - (1) 広報の方法
 - (2) 水道料金の定期的な見直し

9. おわりに

答申案の内容

《 1. はじめに 》

東大阪市水道事業の経営状況

- 今後、多くの水道施設や管路が更新時期を迎え、それらの更新や耐震化に多額の費用が必要
- 収入の根幹である水道料金は水需要の減少に伴い減少
- 災害リスクの多様化・深刻化

水道ビジョンで掲げる「災害に備えた強靱な水道」を実現するための施設整備や、財政的な備えが今まで以上に必要



答申案の内容

《 2. 料金改定の必要性 》

東大阪市水道事業の経営状況

- 水需要の減少に伴う給水収益の減少、老朽化の進行に伴う更新需要の増大により、今後の経営環境は厳しさを増すことが予想される
- 今後の財政収支見通しについて、現状の経営を維持したままの場合、資金残高が大幅に減少し、事業継続が困難となることが見込まれる

徹底した経費削減を実行していくとともに、将来世代への過度の負担を残さないよう、企業債借入の適正化を図り、安定的な事業運営に必要となる財源の確保となる料金改定が必要

答申案の内容

《 3. 料金改定時期 》

- 水道ビジョンにおいて、料金改定の時期を令和4年度としていた
- しかし、新型コロナウイルスの感染拡大による経済的な影響を鑑みると、**市民や事業者の経済的な負担を軽減するため、料金改定時期を延期**



財政収支見通しについて検証した結果、**料金改定時期は令和6年4月1日とすることが妥当**である

答申案の内容

《 3. 料金改定時期 》

- ・ 令和2年度の決算値等を反映した結果、料金改定を行わなかった場合における収益的収支が赤字になるタイミングは令和5年度から令和7年度となった

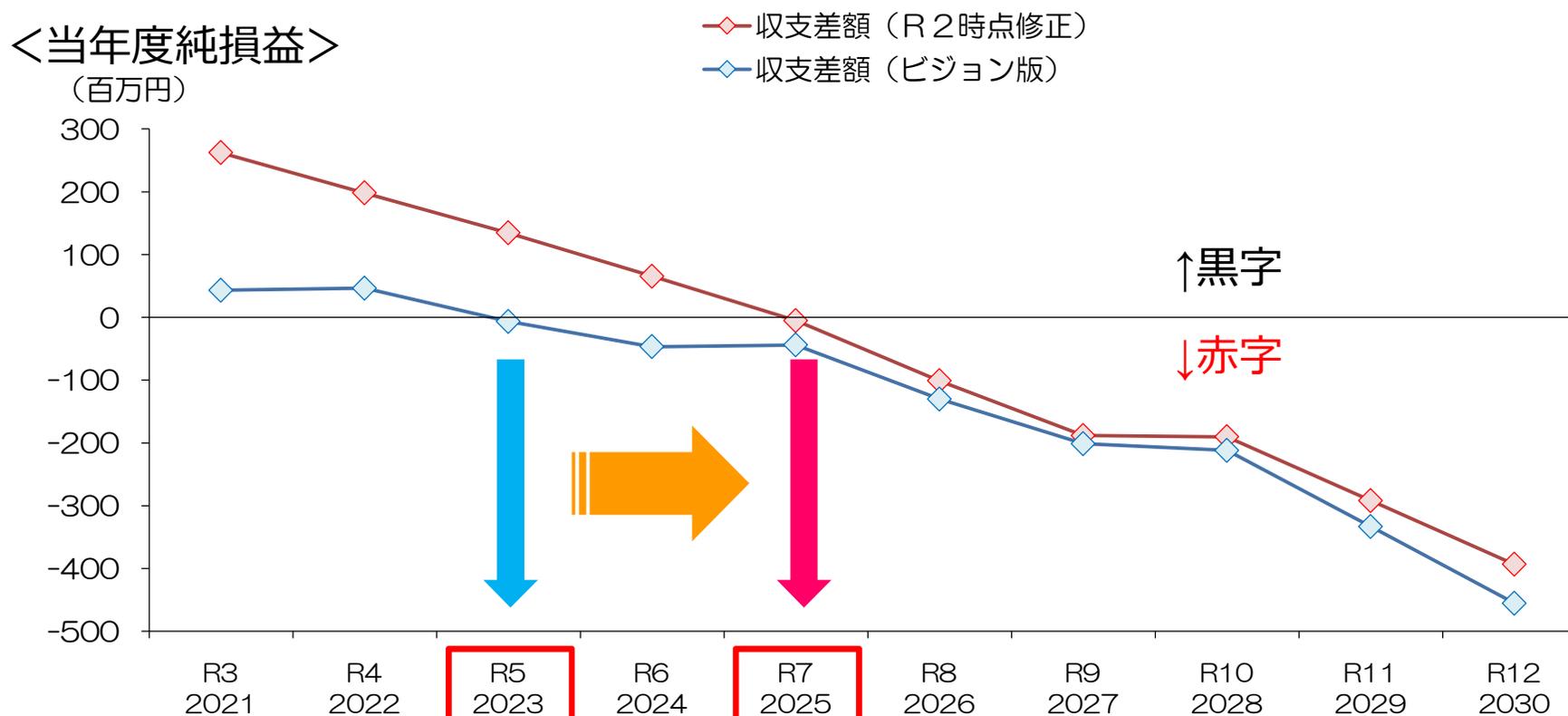


図 時点修正に伴う赤字時期の変化

答申案の内容

《 4 . 料金改定率 》

- 料金改定率については、必要な財源を確保するため、ビジョンにおいて計画していたとおり13%とする
- 総括原価は、必要な資産維持費を算入している

資産維持費

物価上昇による減価償却の不足や施設の高度化による工事費の増大等に対応しつつ、実体資産を維持し、適切な水道サービスを持続していくために総括原価への算入が認められているもの

答申案の内容

《 5. 現行の料金体系 》

東大阪市の料金表（1カ月あたり）

二部料金制（基本料金+従量料金）

※表中の金額は、全て税抜

基本水量制

用途別

用途区分	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	従量料金単価 < 上段 : 水量 (m ³) ・ 下段 : 金額 (円/m ³) >							
家事用	7	608	8~10	11~20	21~30	31~				
			98	146	208	247				
業務用	10	1,462	11~							
			247							
公共用	30	4,472	31~							
			326							
事業用	30	6,604	31~							
			347							
臨時用	10	4,858	11~							
			580							
浴場用	500	31,000	501~600	601~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~6,000	6,001~	
			62	102	104	113	123	189	247	

逡増型従量料金

答申案の内容

《 6. 料金体系のあるべき姿 》

(1) 料金体系

- 現在採用している用途別料金体系は、一般家庭用の用途区分を設定することで、生活用水の低廉化を図ることができるが、業務用等の用途に対して高い料金を設定しており、用途間の費用負担の公平性に課題がある
- 全国的にも、用途別料金体系から、費用負担の公平性が説明しやすい口径別料金体系へ見直しが進んでいる
- 一方で、水道料金算定要領では、口径別料金体系を原則とする旨が記載されているが、一度に全ての用途区分を撤廃した場合、水道料金の激変を招くことから、段階的な解消を目指し、当面、一部用途区分を存置することが考えられる

用途別口径別併用の料金体系へ見直すことが望ましい

答申案の内容

《 6. 料金体系のあるべき姿 》

(2) 基本水量

- 家事用の場合、7m³の基本水量を設定している。基本水量は「公衆衛生の向上と生活上必要な水使用を促す」という目的を有してるが、普及率がほぼ100%となった現在では、その目的を概ね達成している
- 水道料金算定要領においても漸進的に解消することとされている
- 基本水量以下の範囲で節水しても料金は変わらないため、節水意識を阻害する可能性がある

水道が十分に普及した状況、節水努力が反映されることを踏まえ、基本水量を解消することが望ましい

答申案の内容

《 6. 料金体系のあるべき姿 》

(3) 基本料金・従量料金の割合

- 基本料金は、使用水量に関係なく徴収するもので、メーターの検針や水道料金の収納、あるいは施設の管理にかかる費用等、使用水量の有無に関わらず固定的に必要となる費用を賄うもの
- 従量料金は、使用水量に応じた料金で、薬品費や動力費など、配水量に応じて変動する経費を賄うもの
- 令和2年度の基本料金と従量料金の比率は、26%と74%となっており、従量料金による収入の割合が大きいことから、水需要の減少による影響を受けやすい料金体系である

将来の水需要の減少に伴う料金収入への影響を緩和するため、固定費の配分比率に施設利用率を採用し、基本料金の割合を高めることが望ましい

答申案の内容

《 6. 料金体系のあるべき姿 》

(4) 逡増度

- 家事用では、使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる逡増制料金体系で、水道水を提供している
- この結果、同じ1m³の水を利用しているにも関わらず、料金単価に格差が生じている



生活用水の料金の低廉性維持、使用水量の適正化の観点から、逡増制を維持していく必要性はあるものの、公平性の視点から料金負担の適正化（逡増度の緩和）を図っていくことが望ましい

答申案の内容

《 7. 審議会を踏まえた料金体系 》

料金体系のあるべき姿を目指すことによる課題の顕在化

- 口径別料金体系を導入することにより、単身世帯など使用水量の少ない利用者の料金に激変が生じる
- 全体的には13%の料金値上げを行う中で、一部の利用者は逆に料金の値下げとなる



今回の料金体系の見直しについては、上記課題と、昨今の急激な物価上昇などの社会情勢等を総合的に勘案する必要がある

答申案の内容

《 7. 審議会を踏まえた料金体系 》

(1) 料金体系

- 料金の激変が生じないように配慮するため、現行通りの用途別料金体系とすることが妥当
- 浴場用については、昨今の社会情勢に加えて物価統制令を考慮し、料金改定を据え置くことが妥当

(2) 基本水量

- 家事用の使用水量の少ない利用者の値上げ幅を抑制するため、現行通りの基本水量を存置することが妥当

(3) 基本料金・従量料金の割合

- 水需要の増減に収入が影響されにくい料金体系とするため、料金収入に占める基本料金の割合を高めることが妥当

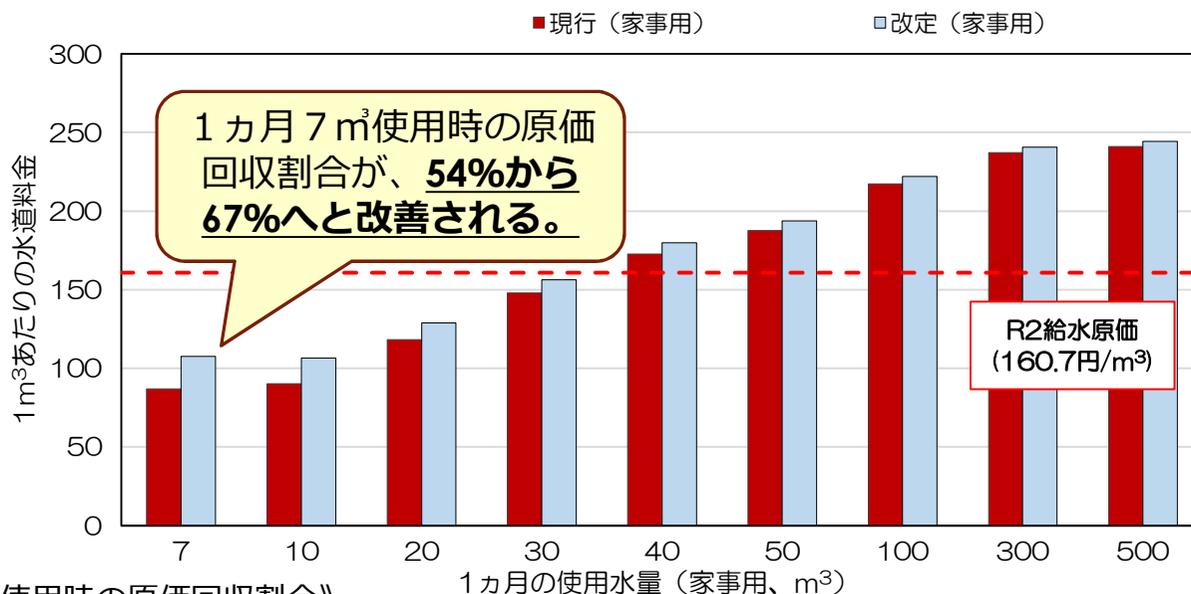
	基本料金	従量料金
現行	26%	74%
改定後	32%	68%

答申案の内容

《 7. 審議会を踏まえた料金体系 》

(4) 逓増度 (家事用)

- 負担の公平性の観点から、大口使用者に負担が偏っている家事用従量料金の逓増度を緩和することが妥当
- ⇒ 今回の料金改定により、逓増度は現行の2.7から2.3に緩和される
- ⇒ 原価回収割合についても、54%から67%へと改善される



《7m³使用時の原価回収割合》

- ・ 現行 : 86.9円/160.7円 = 54.1%
- ・ 改定案 : 107.6円/160.7円 = 67.0%

家事用の全ての水量区画で逓増度が緩和するよう見直し

逓増度 (家事用)

【現行】

$$\frac{247 \text{ 円/m}^3}{90 \text{ 円/m}^3} = 2.7$$



【改定案】

$$\frac{250 \text{ 円/m}^3}{107 \text{ 円/m}^3} = 2.3$$

答申案の内容

《 7. 審議会を踏まえた料金体系 》

影響額のシミュレーション【家事用】

家事用

1 カ月あたり水道料金（税抜）

水量	【現行】 令和4年4月
7m ³	608円
10m ³	902円
20m ³	2,362円
30m ³	4,442円

【改定案】 令和6年度	アップ額
753円	+145円
1,065円	+163円
2,575円	+213円
4,695円	+253円

※参考：世帯人員別の1カ月あたりの平均使用水量（R2 東京都水道局調査）

- ・ 1人世帯：8.1m³ ・ 2人世帯：14.9m³ ・ 3人世帯：19.9m³ ・ 4人世帯：23.1m³
- ・ 5人世帯：27.8m³ ・ 6人世帯以上：34.1m³

答申案の内容

《 8. 付帯意見 》

(1) 広報の方法

- 市民や事業者等の利用者へお知らせする際は、広く適切に周知できるよう、広報誌や検針時のチラシ、インターネット媒体を用いるなど、広報の方法を今後検討することが望ましい

(2) 水道料金の定期的な見直し

- 東大阪市における直近の料金改定は平成23年であるが、平成13年以降の約20年間は値上げを行っていない
- 長期にわたる料金の据え置きは、改定時において大幅な改定率につながる
- 今後は、経営状況や社会経済情勢などをよく踏まえた上で、将来世代に負担を先送りせず負担の公平性を確保できるよう、定期的な料金の見直しを行うとともに、口径別料金体系や基本水量の解消といった料金体系のあり方についても、引き続き検討することが望ましい

答申案の内容

《 9. おわりに 》

- 料金体系の見直しについては、新型コロナウイルスの感染拡大や急激な物価上昇による市民生活への影響が大きいため、見直しの影響を最小限に抑えたものとすることが妥当
- 料金改定率を13%とすることで、将来の水道施設の計画的な更新に必要な財源を確保し、健全な経営に向けた道筋をつけることができた

今後の課題

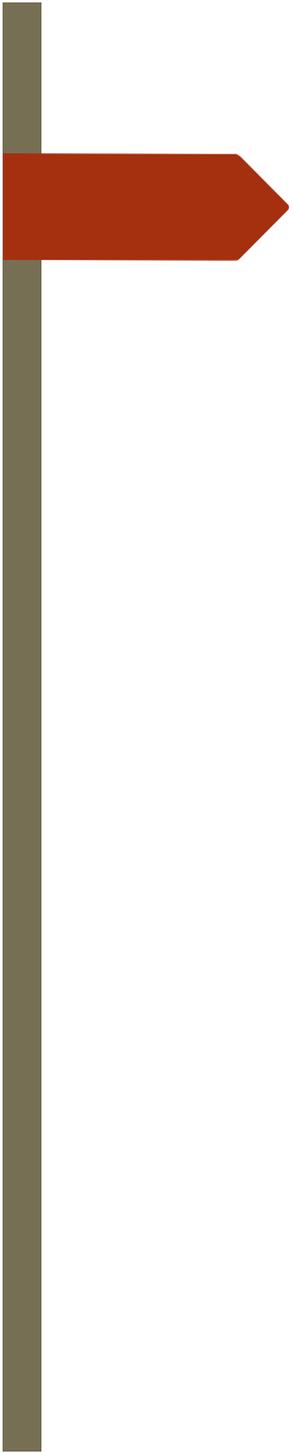
- 口径別料金体系の導入
- 基本水量の解消

3. 令和4年度の 審議会スケジュール

令和4年度の審議会スケジュール

審議会の開催日程及び会議内容（令和4年度）

開催時期	諮問案件	経営状況等
第1回 (R4.4.28)	・料金体系案のシミュレーション結果の提示、意見聴取	—
第2回 (R4.7.5)	・前回意見を踏まえた料金体系案のシミュレーション結果の提示、料金体系の決定	—
第3回 (R4.8.2)	・答申案	—
— (R4.8)	・答申	—
第4回 (R4.10)	—	・決算報告 ・水道ビジョン、下水道経営戦略の進行管理



答申案の内容 《2. 料金改定の必要性》

料金改定率の検討条件に関する考え方

料金改定率は、財政シミュレーションを行った上で設定している。

水需要の減少に伴い料金収入が減少する中でも、老朽化した施設の更新や施設の耐震化を計画的に実施しつつ、以下の財政目標を達成するために必要な料金水準を設定している。

料金回収率100%以上

- ・ 水道事業の運営に係る経費については、水道料金収入で賄うという考え方

給水収益に対する企業債残高の割合 350%以下

- ・ 財政健全化団体の基準を参考に、借金による将来世代への負担抑制を考慮
⇒ 借入額は、事業費の50%以下を目標

資金残高を給水収益の6ヵ月分以上確保

- ・ 災害時など、料金収入が途絶えても、半年は事業を継続するための資金を確保

答申案の内容 《 2. 料金改定の必要性 》

財政シミュレーション（現行料金で据え置いた場合）

現行料金で据え置いた場合、令和7年度から純損失が生じる。

(百万円)

	R6	R7	R8	R9	R10
収益的収入	8,614	8,532	8,443	8,377	8,272
収益的支出	8,548	8,536	8,543	8,565	8,462
損益	66	▲ 5	▲ 101	▲ 188	▲ 190
給水収益	7,743	7,658	7,567	7,498	7,390
資金残高	4,256	4,795	4,246	3,616	2,920
建設改良費	5,823	3,638	3,130	3,130	3,130
給水収益に対する 企業債残高の割合	345%	365%	379%	391%	406%
料金回収率	92.3%	91.4%	90.3%	89.2%	89.0%

答申案の内容 《 2. 料金改定の必要性 》

財政シミュレーション（料金改定を実施した場合）

平均改定率13%の料金改定を実施した場合、財政目標を達成した上で、ビジョンで掲げた事業の財源を確保することができる。（百万円）

	R6	R7	R8	R9	R10
収益的収入	9,621	9,527	9,426	9,352	9,233
収益的支出	8,548	8,523	8,521	8,534	8,422
損益	1,072	1,005	905	817	811
給水収益	8,750	8,654	8,551	8,473	8,351
資金残高	3,866	4,565	4,340	4,059	3,731
建設改良費	5,823	3,638	3,130	3,130	3,130
給水収益に対する 企業債残高の割合	289%	297%	301%	304%	309%
料金回収率	104.3%	103.5%	102.3%	101.1%	101.0%

料金体系案の検討

現行一律アップ（基本水量・廃止）

※表中の金額は、全て税抜

用途区分	基本料金(円)	従量料金単価<上段：水量(m ³)・下段：金額(円/m ³)>							
		1~7	8~10	11~20	21~30	31~			
家事用	753	1~7	8~10	11~20	21~30	31~			
		3	98	151	212	250			
業務用	1,811	1~10	11~						
		5	250						
公共用	5,541	1~30	31~						
		5	335						
事業用	8,182	1~30	31~100						
		9	357						
臨時用	6,019	1~10	11~						
		3	597						
浴場用	31,000	1~500	501~600	601~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~6,000	6,001~
		0	62	102	104	113	123	189	247

※浴場用は現行と同じ

東大阪市の空き家の状況

東大阪市の空き家の推計値

	二次的住宅	賃貸用の住宅	売却用の住宅	その他の住宅	計
全国	381,000	4,327,200	293,200	3,487,200	8,488,600
大阪府	10,600	453,900	35,800	209,200	709,500
東大阪市	210	31,680	1,550	10,950	44,390

※東大阪市の総住宅数：271,590戸

- ・ **二次的住宅** : 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅
- ・ **賃貸用又は売却用の住宅** : 新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅
- ・ **その他の住宅** : 上記以外の方が住んでいない住宅

(資料) 平成30年住宅・土地統計調査
※出典：東大阪市空家等対策計画

家事用で1年間0m³の戸数 (R2) : 約3,000戸